

【オーストラリア】新型コロナウイルス感染症への対応—雇用維持給付—

海外立法情報課長 内海 和美

* 2020年3月下旬、豪州政府は、コロナ禍により経済的打撃を受けた事業者を支援するための施策の一つとして、雇用維持給付制度を打ち出した。

1 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応経済支援策

豪州では、COVID-19による経済への影響に対処するため、2020年3月23日に「2020年新型コロナウイルス経済対応パッケージオムニバス法」¹ (2020年法律第22号)の他に7つの法律²を成立させ、個人、世帯及び事業者への経済支援を行った。

主な支援策の内容は次のとおりである。①新型コロナウイルス対策補助 (COVID-19 supplement) : 求職者手当 (Jobseeker Payment)、若年求職者手当 (Youth Allowance)、児童扶養手当、生活保護等の受給者に対し、2週間ごとに550豪ドル³を同年4月27日から6か月間支給する。②経済支援給付 (Economic Support Payments) : 年金、障害者支援年金、求職者手当等の受給者に対し、750豪ドルを2回⁴支給する。③中小事業者へのキャッシュフロー向上支援 (Boosting cash flow for employers) : 従業員を雇用しかつ年間売上高5000万豪ドル未満の中小事業者に対し、最低1万豪ドルから最大5万豪ドルを2回支給する。

さらに、同年4月9日には、追加の経済支援策として、最も予算規模の大きな施策である「雇用維持給付 (JobKeeper Payment)」を実施するため、「2020年新型コロナウイルス経済対応パッケージオムニバス (措置第2号) 法」⁵ (2020年法律第38号) (以下「38号法」)の他に3つの法律⁶が裁可された。あわせて「2020年新型コロナウイルス経済対応パッケージ (給付及び手当) 規則」⁷ (以下「規則」)が成立した。

2020年3月30日、豪州政府から、雇用維持給付は、約600万人の従業員を対象とし、政府の経済支援策の総額約3200億豪ドル (対GDP比16.4%)のうち1300億豪ドルが充てられる

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ Coronavirus Economic Response Package Omnibus Act 2020, No.22, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00139>>

² Boosting Cash Flow for Employers (Coronavirus Economic Response Package) Act 2020, No.23, 2020; Assistance for Severely Affected Regions (Special Appropriation) (Coronavirus Economic Response Package) Act 2020, No.24, 2020; Appropriation (Coronavirus Economic Response Package) Act (No.1) 2019-2020, No.25, 2020; Appropriation (Coronavirus Economic Response Package) Act (No.2) 2019-2020, No. 26, 2020; Structured Finance Support (Coronavirus Economic Response Package) Act 2020, No.27, 2020; Australian Business Growth Fund (Coronavirus Economic Response Package) Act 2020, No.28, 2020; Guarantee of Lending to Small and Medium Enterprises (Coronavirus Economic Response Package) Act 2020, No.29, 2020. 全て2020年3月24日に裁可された。

³ 1豪ドル (AUD) は約75.3円 (令和2年9月分報告省令レート)。

⁴ 1回目は2020年3月31日以降、2回目は同年7月13日以降に支給された。

⁵ Coronavirus Economic Response Package Omnibus (Measures No.2) Act 2020, No.38, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00128>>

⁶ Coronavirus Economic Response Package (Payments and Benefits) Act 2020, No.37, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00037>>; Appropriation Act (No.5) 2019-2020, No.39, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00039>>; Appropriation Act (No.6) 2019-2020, No.40, 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00040>>

⁷ Coronavirus Economic Response Package (Payments and Benefits) Rules 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00658>> 2020年4月9日施行。

ことが発表された⁸。しかし同年5月、財務省及び国税庁は、対象従業員数の見積りに誤りがあったことを認め、必要予算額は1300億豪ドルから約700億豪ドルに下方修正された⁹。

2 雇用維持給付

(1) 受給要件

雇用維持給付の受給要件の詳細は規則に規定されている。

- ・ 給付期間：2020年3月30日から同年9月27日までの6か月間（第6条第5項）
- ・ 給付額：制度の対象となる従業員一人につき2週間ごとに1,500豪ドル（第13条）
- ・ 受給資格のある事業者：2020年3月1日時点で豪州において事業を行い（第7条第1項）、2019年度の同時期と比較して売上高が30%以上減少した年間売上高10億豪ドル未満の事業者又は50%以上減少した同10億豪ドル以上の事業者（第8条）

(2) 対象事業者の雇用維持を支援するための法改正

38号法により、「2009年フェア・ワーク法」¹⁰に「第6-4C章 コロナウイルス経済対応」を追加する改正が行われた。改正の目的は、コロナ禍による前例のない経済停滞や労働環境の制約が継続する間、事業者が雇用を維持することで、「冬眠（hibernation）」¹¹後の豪州経済の速やかで力強い回復に備えることにある（フェア・ワーク法第789GB条）。

雇用維持のために、事業者は従業員に、通常勤務日に勤務しない、勤務時間を短くする、通常の職場とは違う場所で勤務させる等の「一時休業指示（stand down direction）」を行うことが可能となる（同法第789GDC条、第789GF条）。また同指示は、内容を書面にし（同法第789GN条）、いかなる場合も不当なものであってはならない（同法第789GK条）。

(3) 評価及び今後の見通し

2020年7月23日、政府による4か月間の様々な経済支援策の実施に関してレビューが行われ、財務大臣及び金融大臣の連名で「経済及び財政最新情報」¹²が公表された。その中で、政府の様々な経済対策にもかかわらず、2020年の実質GDPは3.75%減、失業率は2020年第4四半期に9.25%でピークを迎えると予測された。

雇用維持給付は、当初同年9月27日までの予定であったが、2段階に分けて支給割合を削減しながら、2021年3月28日まで延長されることが、7月21日に決定された¹³。支給額は、9月28日から2021年1月3日までは2週間当たり1,200豪ドル、1月4日から3月28日までは同1,000豪ドルである。雇用維持給付の総額は、約857億豪ドルとなる見込みである。

⁸ Prime Minister, Treasurer, \$130 billion JobKeeper payment to keep Australians in a job,” Media release, 30 March 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/130-billion-jobkeeper-payment-keep-australians-job>>

⁹ “JobKeeper numbers cut by 3 million after Federal Government reveals accounting bungle in coronavirus stimulus program,” ABC News, 2020.5.22. <<https://www.abc.net.au/news/2020-05-22/jobkeeper-numbers-cut-by-3-million-businesses-accounting-bungle/12277488>>

¹⁰ Fair Work Act 2009, No.28, 2009. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00153>>; 武田美智代「【オーストラリア】新労使関係法の施行」『外国の立法』No.240-2, 2009.8, pp.24-25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000048_po_02400212.pdf?contentNo=1>

¹¹ モリソン首相は2020年3月27日の記者会見で、いわゆる「冬眠戦略（hibernation strategy）」（経済危機の間事業を一時休止し、危機終了後そのまま再開できるようにする戦略）を発表した。Prime Minister, “Press Conference,” Transcript, 27 March 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-270320>>

¹² “Economic and Fiscal Update,” July 2020. <<https://budget.gov.au/2020-efu/economic-fiscal-update.htm>>及び<<https://www.financeminister.gov.au/media-release/2020/07/23/economic-and-fiscal-update>>

¹³ Prime Minister, Treasurer, Minister for Families and Social Services, “JobKeeper payment and income support extended,” Media release, 21 July 2020. <<https://www.pm.gov.au/media/jobkeeper-payment-and-income-support-extended>>